

## 令和6年度 第2回 長岡京市男女共同参画審議会 会議録(案)

### ・日時

令和7年2月3日(月)午後1時30分～午後3時05分

### ・場所

長岡京市役所 会議室402(新庁舎4階)

### ・出席者

川口会長、表副会長、足立委員、大隅委員、上子委員、國定委員、里内委員、中矢委員、森委員、山本委員(会長・副会長以下50音順)

### ・欠席者

高間委員、寺嶋委員、平野委員

### ・事務局

木村(対話推進部長)、松岡(男女共同参画センター所長)、大槻(男女共同参画センター男女共同参画・交流支援係長)、森本(男女共同参画センター男女共同参画・交流支援係総括主査)、飯島(男女共同参画センター男女共同参画・交流支援係)

### ・傍聴者

3名

### ・配布資料

資料1-1 長岡京市男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査報告書(案)

資料1-2 長岡京市男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査報告書【概要版】(案)

資料2-1 長岡京市男女共同参画計画(第7次計画)の基本目標・取組方針

資料2-2 長岡京市男女共同参画計画第8次計画策定スケジュール

参考資料 男女共同参画意識の推移

## 1. 開会

(男女共同参画センター所長)

本日は、平野委員、高間委員、寺嶋委員が所用の為欠席である。長岡京市男女共同参画推進条例施行規則第8条第2項により、定足数である『委員の過半数』を満たしているため、本会議の成立を報告する。

本日の傍聴者は3名である。

## 2. 会長挨拶

### ・会長挨拶

前回審議会を開催した7月以降に、ジェンダーに関する出来事がないか調べたところ、同性婚に関する裁判があり、東京高裁と福岡高裁で判決が出ている。どちらも同性婚を認めない民法と戸籍法が違憲であるとの判決になっている。同性婚については6つ裁判が行われ、そのうち3つが高裁で判決が出て、いずれも現行の法律は違憲であるとされた。国民の7割が支持しているが、なかなか国会では動きがない。裁判されている方にとっては、非常に時間がかかることになっているようである。法律はないが、長岡京市では同性カップルを認証する制度があり、地方自治体では前向きな議論がされている。今後も皆さまのご意見をいただきながら、市政を進めてほしいと思う。

### ・事務局職員の紹介

### ・事務局より配布資料の確認

(事務局)

次に、本日の協議内容の結果については原則公開である。発言者名を伏せて市ホームページで公開することを了承いただきたい。また、審議会委員名についても、ホームページ等でお名前と所属団体名等の範囲で公開する。また、会議録作成のため録音させていただく。

それでは、長岡京市男女共同参画推進条例施行規則第8条第1項の規定により、これより川口会長に議事進行をお願いする。

## 3. 案件

### (1) 男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査報告書(案)について

(事務局から説明)

資料1-1「長岡京市男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査報告書(案)」について説明。

各委員の意見(概要)は次の通り。

### ・資料1-1

対象となった事業所の標本数が200とあるが、これは長岡京市の事業所のうち何%にあたるのか。

→詳細が手元にないが、経済センサスの調査で2,000~3,000程度の事業者数になって

いたと思う。確認したい。

→サンプリングの方法は。

→記載しているとおりに、令和3年の経済センサス活動調査の名簿データから200事業所を抽出している。

→無作為か。

→そうである。

→長岡京市全体の状況を把握する為に、適当なサンプリングであると理解した。

→事業所数が確認できたので、回答したい。2,566事業所のうち200社となる。

#### ・資料1-1（報告書）14ページ

「人権の尊重とあらゆる暴力防止について」の中に困難女性について記載されているが、これは「安心して暮らせる環境づくりについて」ではないのか。「安心して暮らせる環境づくりについて」が、防災に特化されている。困難女性は両方にかかる問題だと思うが、調査の設問から「安心して～」にかかるウエイトが高いのではないか。

→困難な問題を抱える女性への支援ということで、DVと切り離せないと思い、人権の中に入れてある。「安心して暮らせる環境づくりについて」は、環境に関する内容で分けている。

→「安心して暮らせる環境づくりについて」を、防災に特化したタイトルに変更してはどうか。

→今後、検討していきたい。

#### ・資料1-2（概要版）10ページ

2つグラフがあるうちの上は【暴力にあたる行為を受けた経験】で、下は【行った経験】ではないか。タイトルが抜けている。

→追加する。

・相談機関についての周知が不十分という結果が出ていると思う。次の取組として相談体制を整えている以上、利用率を向上させる為に周知に力を入れる必要があると感じた。

→相談機関の周知についての調査結果が低かったため、引き続き、周知啓発に取り組むたい。

・今後、育児・介護休業法が4月・10月から立て続けに改正・施行となり、恐らく育児・介護休業取得者が増えると思う。代替要員がないという切実な現場の声に、長岡京市としてどうサポートできるのかも課題だと思う。

→育児・介護休業法の改正については、市として今後対応していきたいと考えているが、本市でも人材確保は非常に困難な状況で、特に専門職等は厳しいのが現状である。市で

は、代替要員は会計年度任用職員の日額での対応が現状となっている。任期付き採用という方法もあるが、応募者が少ない。代替で正規職をあてることは難しいのが市の現状である。

→市でさえそのような状況なので、一民間企業も同等、あるいはもっと深刻な状況であることが推察できる。これまでの業務に穴が開くからその代わりという発想だけでは、なかなか難しいのではないか。DX等で業務量全体を見直さないと、少子化も進む中で組織として維持向上ができないことが現実問題あると思う。その中でも業務が回るようにする為の方策の一つとして、業務量全体の見直しに係るサポートなり、モデル事例を提示してはどうか。長岡京市がロールモデル組織になるのも良いし、DXについての助成をする等、代替要員しか解決策がないところから視点を変えることも検討の余地があるのではないか。

→市でもDXをできるだけ進めるように、業務改善に取り組んでいるところである。できる限り業務負担を減らし、育児・介護休業を気兼ねなく取得できる環境整備に努めていきたい。それと、市がロールモデルになるご提案をいただいたが、市内企業のほうが進んでいる場合もある。また企業との交流も含めて、お互いに切磋琢磨しながら環境整備に努めたい。

→育児・介護休業法について質問したい。従業員の確保は大変深刻な問題だと思うが、賃金補償の面で雇用保険から支給されると思う。企業独自で賃金補償をそれに上乗せしている実態はあるのか。

→市では国に準じている。雇用保険はあるが、民間企業とは違い上乗せは難しい。社会保障制度で保障されている分の育児休業手当金は受給可能だが、それに上乗せする制度はない。127 ページのアンケート結果は、民間企業の回答となる。育児休業の休業補償金は100%賃金が補償されるわけではないので、休業中は補償されているといっても賃金がかかる状態になる。それで生活していくことが厳しいということで、この選択肢を選んでいると捉えている。

(会長) 男性の育児休業についてなので、育児休業中の賃金補償が67%では満足できない方が多いということだと思う。

→基本的には3分の2補償が一般的だと思うが、一概には言えない。

・女性活躍推進法に基づき、一企業が真剣に取り組んで行動計画を立てること自体、現場としては難しいのではないか。ただ、PDCAを回すにあたり、そういうことを意識していることが大事だと思う。その策定支援も、長岡京市としてできることがあれば良いと思いつながら読んでいた。

(会長) どの法に関する行動計画か。

→女性活躍推進法である。

・個人の意識と事業所の制度の乖離が見たい。制度はあるが、運用はされていないこともあるのではないか。クロス集計で分析は行えないのか。

→市民の間 13 と同様の設問として事業所の間 18 が対になっている。資料 1-1 の 32 ページが市民の結果、34 ページが事業所の結果との比較になる。34 ページの下段に記載のとおり、事業所調査と比較すると、市民調査では「育児休業や介護休業が取得しやすい職場環境をつくる」(63.0%)、事業所調査では「結婚や出産、介護にかかわらず、働き続けられる職場の雰囲気をつくる」(35.6%)」が最も高くなっている。クロス集計ではないが、各項目を比較したものとなっている。

→パーセンテージで見ると、項目によるが市民意識調査と事業所調査はかなり違う。

・例えば資料 1-1 の 13 ページに「調査結果からみえる課題」があり、資料 1-2 の 18 ページにも同様に「調査結果からみえる課題」がある。網掛け部分はまとめたものだと思うが、3 つとも違うことが書いてある。関係性はどうなっているのか。

→概要版は、報告書の内容をまとめて記載している。

→元々の 1-1 が長いので、それをまとめたものか。外に出すものは、どれか。

→両方とも外に出すものではあるが、概要版は主だったところをピックアップしている。

→外に出すのであれば、概要版の網掛け部分は主観的なものと客観的なものが混ざっているのでは、書き直したほうが良いのではないか。例えば 4 ページ「2. 家庭・地域・教育の場における男女平等意識について」は、客観的事実を書いている。同様に 8 ページの上段「女性の管理職登用においては、女性従業者が少ない又はいないことが課題となっています。」は、回答結果としてこのように認識されているという意味だと思うので、文末が「必要と認識しています」だとよくわかる。「現実とは違っています」ではなく、「現実とは違っていると認識されています」のように調査の結果であることがわかるような書き方のほうが良いのではないか。

(会長) 調査の結果わかったことなのか、結果から見えてくる課題なのかを区別してほしいというご意見か。

→調査の結果であることがわかるようにまとめてほしい。

→見直したい。

## (2) 男女共同参画計画 (第 8 次計画) 策定に向けて

(事務局から説明)

資料 2-1 「長岡京市男女共同参画計画(第 7 次計画)の基本目標・取組方針」及び資料 2-2 「長岡京市男女共同参画計画第 8 次計画策定スケジュール」について説明。

各委員の意見（概要）は次の通り。

・選択的に共同親権の制度が導入されることになり、熾烈な子どもの取り合いが発生すると思われる。例えばそれまで家庭内でどんなDVが行われていたかに一層焦点があたり、DVとは何か、どう周りにわかってもらうのかが、ますます論点として顕在化してくるのではないかと。DV根絶の目標に向けては、そういう社会の動きが出てくると思うので、それとリンクする計画である必要があると考える。ハラスメントも同様で、パワハラ防止法が施行され徐々に浸透している中で、通報が増えてきていると思う。実際に、労働相談といえはハラスメント相談の割合が高い。女性にとっても働きやすい職場について、問題がますます顕在化していくのではないかと。そういう中でどうコミュニケーションをとっていけば良いのか等、解決に向けてニーズが高まるのではないかと。賛否両論あると思うが、加害者プログラムや、より良いコミュニケーションをとる為にどうすれば良いか、そういうスキルが修得できる場がないように思う。もし必要とする方がいれば、長岡京市のどこに行けば良いのか提示することで、ひいては被害者救済に繋がるのではないかと。加害者とされる方も、連鎖の中で生まれたケースもあると思う。加害者に向けたプログラムも施策としてあれば良いと個人的には考えている。

（会長）今後DVやハラスメントの問題が大きく注目されるのではないかとという視点に立ち、被害者救済、加害者の再教育についての施策を取り入れてはどうか、とのことである。

→加害者プログラムやコミュニケーションの取り方、DV被害者救済等について、次の計画でも発信していただけたらと思う。

→補足だが、一方で、加害者プログラムを受けたから自分は大丈夫だと悪用される恐れもあると思う。もちろんあれば良いというものではなく、悪用されるリスクがあることも併せ含んだ施策であるべきと考える。プログラムの効果検証も必要である。

・インターネットの影響は外せない。デジタルタトゥーやデジタル性暴力等の分野の対策・施策もこれから必要になってくるのではないかと。国でも女性に対する暴力と言っているが、女性ではなくジェンダーに起因する暴力等、用語の見直しが6次計画に向けて検討される。これから白書や骨太の方針が出てくるので、国の状況も方向性として活かしてほしい。

→用語やインターネットの性被害に関しても、国の動向を取り入れながら次期計画に活かしていきたい。

・基本は男女共同参画だが、もう一つ性の多様性も含まれる。この2つは衝突する時があるような気がする。なぜ「男女」共同参画としているのかの説明をしておく必要があるのではないかと。例えば、計画のはじめに何行か説明を入れる等してはどうか。何故「男女共同参画」としているのかという説明は、考えておいたほうが良いと思う。

（会長）審議会の名称もそうである。ジェンダーという言葉を使えば収まると思うが、

国が使っていない。

→国では使っていないが、意識しておいたほうが良いのではないか。

→前回7次の計画策定時にも同様のご意見はあったが、女性の支援が必要ということで「男女」のままにしていると思う。男女共同参画推進条例に基づき策定している計画のため、「男女」は使いたい。ジェンダーという言葉が世間的にも広まっている中、あえて「男女」を使っていることの説明を入れてはどうかとのご意見だと思うので、検討したい。

→男性と女性の間の問題、あるいは家庭における役割分担意識、社会における役割の問題等、男女に限らない問題もあるので、意識してどこかに入れておくことが大事だと思った。

→参考にしたい。

・最近、いろいろなところが YouTube を使っている。これまでは対面での講演会が主だったが、公的機関でも YouTube を利用しているところが多い。第8次計画の5年間を見据えると、先ほどの相談機関の周知とも関連するが、令和7年に合った今後の周知方法や数値目標を設定する視点は必要だと思う。

→確かに、これまで5年間実施してきた中での調査結果なので、ここから更に数値を伸ばしていくためには、新しいものを取り入れていく必要があると考えている。皆さまからご意見をいただき、市民の意識が向上するような啓発を実施していきたい。

(会長)若い人は、TikTok と instagram が多いのではないか。YouTube は長すぎるようである。

・(会長)ワーク・ライフ・バランスの施策はほとんど女性が利用されていて、男女の利用比率が偏っている。それが却って女性の活躍を妨げているところがあり、会社内での女性の働き方や男性の働き方にギャップが生まれ、男性のほうが昇進しやすく、女性が昇進しにくい構図が出てくる。男性の利用が増えるとワーク・ライフ・バランスも進むし、女性の活躍にも繋がると思うので、男性の取得推進を考えてはどうか。

→参考にしたい。

・第7次計画では、基本目標として5つの大きな項目がある。それぞれが男女共同参画を進める上では非常に大事なもので、よくできていると思う。目標2「男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進」とある。子ども達にとっての男女共同参画は、昔はなかったと思う。こういうことは、もっと進めてほしい。

→ご意見として参考とさせていただき。

・概要版10ページ

「5. 人権の尊重とあらゆる暴力防止について」の中に「LGBT（性的少数者）の言葉

の認知度は高く、性的少数者の人権を守るためには学校教育の充実や制度面の配慮が求められています。」とある。数年前のアンケート調査と比較すると、男女共同参画や性の多様性についての理解度が随分上がってきている。市が啓発したり、ポスターを作成したりしてきたことの成果の現れだと思うが、そういう中でもLGBTやDV問題がなかなか減らない。大半が表面化しない。固定観念がなくならないことと同時に、暴力を受けている側がDVと気付いていないことや自分が我慢すればよいと思っている人が多いと思う。それも昔ながらのバイアスが影響しているのではないか。

・資料1-1 問26

「性の多様性について学校教育を充実する」を選択した女性の割合が55.7%と高い。必要性が高くなっているので、この計画で子ども達や女性達の支援をしていただきたいし、子ども達への男女共同参画の理解推進をしてほしい。

→ご意見として参考とさせていただきます。

・防災について課題があると書かれている。京都女子大学で半年間「防災・減災・災害復興とジェンダー主流化」という講演会とワークショップの取組を行っていた。特に災害現場ではジェンダーが露わになり、性暴力も見えないところで起きているという話があった。能登半島地震の際も、避難所では男性がお酒を飲んで女性がおつまみを作るとか、炊き出しで女性の避難者が疲弊していたとのことである。普段からのジェンダーバイアスが避難所にそのまま持ち込まれて、それが更に顕在化するといわれている。防災に課題があるということなので、防災会議の審議委員に女性を更に入れていただくことも検討してもらいたい。

→ご意見として参考とさせていただきます。

(3) その他

(会長) その他について、委員の皆さまから何かあるか。

→意見なし。

4. 開会

対話推進部長より挨拶後、閉会。